

近年の宗教法人をめぐる社会状況及び現行の宗教法人制度の下では解散命令の請求等に係る宗教法人の財産についてその隠匿又は散逸のおそれへの対処には困難を伴う場合があることに鑑み、
⇒当該宗教法人の財産の保全に関し特別の定めをすることにより、当該宗教法人による不当な寄附の勧誘を受けた者等に係る被害の回復に資し、もって消費者の利益の擁護に寄与することを目的とすること。 (第1条関係)

1 裁判所は、

(1)法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと等を理由として、宗教法人の解散を命ずる裁判の請求があった場合等において、

(2)次のいずれにも該当すると認める相当な理由があるときは、

- ① 当該宗教法人による不当な寄附の勧誘その他の行為（当該宗教法人が損害を賠償する責任を負うべき信者その他の関係者によるものを含む。）によって生じた損害の賠償に係る訴訟、示談の交渉及び国の行政機関等に対する相談に係る状況等に照らし、当該行為によって、相当多数の個人において、多額の損害が生じていると見込まれること。
- ② 当該宗教法人の財産の構成、国内から国外へ向けた多額の送金その他の当該財産の第三者への移転に係る状況等に照らし、当該財産の隠匿又は散逸のおそれがあること。

(3)所轄庁(※)、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、その事件につき決定があるまでの間、当該宗教法人の財産に関し、管理人による管理を命ずる処分その他の必要な保全処分を命ずることができること。 (※)文部科学大臣又は都道府県知事 (第3条関係)

2 1の保全処分について、会社法の所要の規定を準用すること。 (第4条関係)

1 施行期日

公布の日から施行すること。 (附則第1条関係)

2 この法律の失効

施行日から起算して2年を経過した日に、その効力を失うこと。ただし、同日前に命ぜられた二の1による保全処分については、同日以後も、なおその効力を有すること。 (附則第2条関係)

3 経過措置

この法律の施行前に法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと等を理由として、宗教法人の解散を命ずる裁判の請求があった場合等における宗教法人の財産の保全についても適用すること。 (附則第3条関係)